

ジェンダーと気候変動

～UNFCCC・COP26での議論から～

遠藤理紗(JACSES気候変動プログラムリーダー/事務局次長)



2022.3
Vol 1



発行:「環境・持続社会」研究センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-10赤坂三鈴ビル2F Tel:03-3505-5552 Fax:03-3505-5554

E-mail:jacsces@jacsces.org URL:http://www.jacsces.org

ジェンダーと気候変動

～UNFCCC・COP26での議論から～

遠藤理紗（JACES気候変動プログラムリーダー/事務局次長）



はじめに

2021年10月31日～11月13日に、英国・グラスゴーで気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が開催された。気候変動は世界全体の課題であるが、本会合では女性・若者・先住民等、特に悪影響を受けやすいとされる当事者からの声に注目が集まった。

COP26で採択されたカバー決定「グラスゴー気候合意」にもジェンダーに関する項目が含まれ、3月8日の「国際女性デー（IWD）」及び3月14～25日開催「第66回国連女性の地位委員会（CSW66）」でも気候変動は主たるテーマである。社会における既存のジェンダー不平等や複合的な理由により脆弱な立場に置かれがちな女性や少女が不均衡に気候変動の悪影響を受けないように対応し、気候変動対策における女性・少女のエンパワーメントを促進するためには、ジェンダーと気候変動の関連性・取り組む重要性に対するステークホルダー（政府・自治体・ビジネス・市民社会等）の認識と実践を広げる必要がある。

本稿では、これまでのジェンダー※1と気候変動に関する国際交渉での議論を概観した上で、特に女性や少女に与える悪影響や気候変動対策における女性・少女のエンパワーメントの観点から、日本の取組の可能性について検討する。

※1: 社会的・文化的に形成された性別を指す。ジェンダーは女性だけを意味するものではないが、本ペーパーでは主に、女性や少女に焦点を当てて話を進めていく。

01 ジェンダーと気候変動の関連性

従来、環境問題や災害対応等におけるジェンダーの議論では、女性や少女を「弱者」「対策の受益者」とみなすことが多かった。なぜならば、性別による役割・権利・責任等の既存の格差（貧困、教育を受ける機会・情報へのアクセス・行動の自由・財産所有等の制限等）によって、女性や少女の方が気候変動の悪影響・被害を受けやすいとされてきたからである。Women DeliverというNGOは、ジェンダー・年齢・富・人種等は気候変動に対する脆弱性の決定要因となりうると指摘している※2。

気候変動の悪影響や被害は全ての人々が受けるが、脆弱な立場におかれがちな女性や少女の方が気候変動に適応するための資金・技術・キャパシティ等が不足していることから、さらに受けやすい状況に晒されている。例えば、女性や子どもは自然災害時に死亡する確率が男性の14倍※3と報告されている。主に天然資源に依拠する生活をしているケースでは、水・燃料等の確保や農業といった気候変動の悪影響を顕著に受ける仕事を担っているのが女性や少女である場合が多く、負担が重くなる。バイオマス燃料を用いた調理ストーブを使用することにより、女性や子どもの健康を害する室内空気汚染が引き起こされるといった状況も指摘されている。

COPの場でも、特に途上国関係者から、気候変動によって自国の女性や少女が被害を受け、彼女たちの生きる権利が侵害されているという訴えが多く聞かれた。ジェンダー不平等の例として、公的な場（意思決定プロセス・政治等）への参加が制限されていることも挙げられるが、その結果として気候変動関連の計画・政策立案・実施にこうしたジェンダー視点が組み込まれることが妨げられている。



出典) COP26ジェンダーデイに登場したサモアのユース女性とシリア難民少女の人形・リトルアマル（筆者撮影）

※2: Women Deliver

<https://womendeliver.org/wp-content/uploads/2021/02/Climate-Change-Report.pdf>

※3: UN Women

<https://www.unwomen.org/sites/default/files/Headquarters/Attachments/Sections/Library/Publications/2018/SDG-report-Fact-sheet-Global-en.pdf?la=en&vs=3554>

COP等の国際会議では途上国の女性・少女に焦点が当たりやすいが、日本国内でも非正規雇用や貧困状態に陥る人が増えており、新型コロナウイルスによって女性の貧困が深刻化している。例えば、日本の非正規雇用は女性の割合が多く※4、雇止めやDV被害等のために住居を失うような状況に陥れば、熱波等の異常気象への適応力は低くなることは想像に難くない。日本においても、気候変動対策をジェンダーの視点から検討することが必要だ。

また、近年、女性や少女を気候変動対策の「受益者 (beneficiaries)」としてだけでなく、気候変動対策の「担い手 (agents)」と見なすべきとの議論が増えている。そうした観点から、彼女たちの能力や知識等をどのように気候変動対策に活かせるのか、気候変動対策における女性や少女の貢献・参画・エンパワーメントについても認識し議論することが必要だろう。

例えば、第5次男女共同参画基本計画では、「4 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進」の「(1) 施策の基本的方向」において、「持続可能な社会の実現に向けて、気候変動問題等の環境問題への対応において、国際的な潮流を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、具体的な取組に男女共同参画の視点が反映されるよう積極的に取り組む。」※5と記載されている。

このように「対策の受益者」及び「主体的な担い手」双方の観点から、ジェンダーに対応した (Gender-responsive) 気候変動政策・予算・対策にしていくべきとされている。しかしながら、特定のジェンダーに属する主体のみ (例えば女性だけ) を極端に優遇する政策・予算・対策を推進し、その結果新たな格差が生まれることは望ましくない。気候変動について議論する際に、ジェンダーは、性別を問わず、気候変動の悪影響をどのように経験し、どの程度適応するキャパシティがあるか、気候変動対策にどのように関与しているかを分析するための視点 (レンズ) の1つである。

よって、ジェンダーに対応した気候変動政策・予算・対策とは、「ニーズ・資源へのアクセス・役割・権力の違いを理解・考慮した上で、気候変動対策の全ての段階で平等に参加できるようになる」「性別に関わらずともに気候変動対策に貢献し、対策の恩恵を受ける機会が平等に得られる」といった要素を含むべきであると考えられる。気候変動政策・予算・対策をジェンダーに対応したものにすることによりジェンダー平等の達成にも貢献し、ジェンダー平等の取組を進めることが気候変動対策に貢献する (悪影響への適応能力の強化等)、といった形でシナジーが生まれることが期待される。

※4: 2020年の非正規雇用労働者の割合は、全体では女性54.4%、男性22.2%であった。内閣府「男女共同参画白書 令和3年版」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/html/honpen/b1_s02_01.html

※5: 第5次男女共同参画基本計画 (令和2年12月25日閣議決定)
https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/2-08.pdf

02 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) におけるジェンダーと気候変動

国際的には、ジェンダーと気候変動はどのように議論されてきたのだろうか。

1995年に採択された北京宣言及び行動綱領で、「全ての政策、プログラム、プロジェクトの意思決定を含む全ての過程・段階でジェンダーの観点を組み込み使用する」というジェンダー主流化のアプローチが明記され※6、環境も含まれている。

行動綱領の「第4章 戦略目標及び行動 K 女性と環境」では、「戦略目標K.1.あらゆるレベルの環境に関する意思決定に、女性を積極的に巻き込むこと」「戦略目標K.2.持続可能な開発のための政策及び計画に、ジェンダーの関心事項と視点を組み入れること」「戦略目標K.3.開発及び環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内、地域及び国際レベルの仕組みを強化又は創設すること」※7が規定されている。

では、気候変動に関する国際交渉の枠組であるUNFCCCにおいて、ジェンダーの視点をどのように組み込もうとしてきたのだろうか※8。

UNFCCCでジェンダーに関連する単独の合意文書※9“Improving the participation of women in the representation of Parties in bodies established under the United Nations Framework Convention on Climate Change or the Kyoto Protocol”が初めて採択されたのは、2001年のCOP7である。UNFCCCもしくは京都議定書の下で設立された機関における女性の参加を促進することを目的としている。締約国に対し、気候変動に関連するあらゆるレベルの意思決定に女性が完全に参加できるようにするための必要な措置をとることも要請している。

その後、交渉の合意文書の中にもジェンダーに関する記述が見られるようになり、2012年のCOP18では、ジェンダーバランスと女性のUNFCCC交渉への参加に関する単独の合意文書“Promoting gender balance and improving the participation of women in UNFCCC negotiations and in the representation of Parties in bodies established pursuant to the Convention or the Kyoto Protocol”※10が採択された。本文書は、COP7で採択されたDecision 36/CP.7で示している通り、UNFCCC及び京都議定書下に設立された組織への女性の参加状況を改善するため、全締約国がさらなる努力をすることに合意するもので、COPの議題として“Gender and climate change”を追加すること等が規定された。

※6: 外務省「開発における女性支援 (WID) / ジェンダー政策評価 - 途上国の女性支援 (WID) イニシアティブの評価 - 最終報告書」(2003)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/wid/jk00_01_0201.html

※7: 第4回世界女性会議行動綱領「第4章 戦略目標及び行動 K 女性と環境」
https://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_4th_kodo/chapter4-K.html

※8: UNFCCC ウェブサイト “Chronology of Gender in the Intergovernmental Process.” (2022年3月9日取得)
<https://unfccc.int/topics/gender/workstreams/chronology-of-gender-in-the-intergovernmental-process>

※9: Decision 36/CP.7
<https://unfccc.int/sites/default/files/resource/docs/cop7/13a04.pdf>

※10: Decision 23/CP.18
https://unfccc.int/sites/default/files/cop18_gender_balance.pdf

※11: Decision 18/CP.20
https://gendercc.net/fileadmin/inhalte/dokumente/6_UNFCCC/COPs/Lima_Work_Programme_on_Gender.pdf

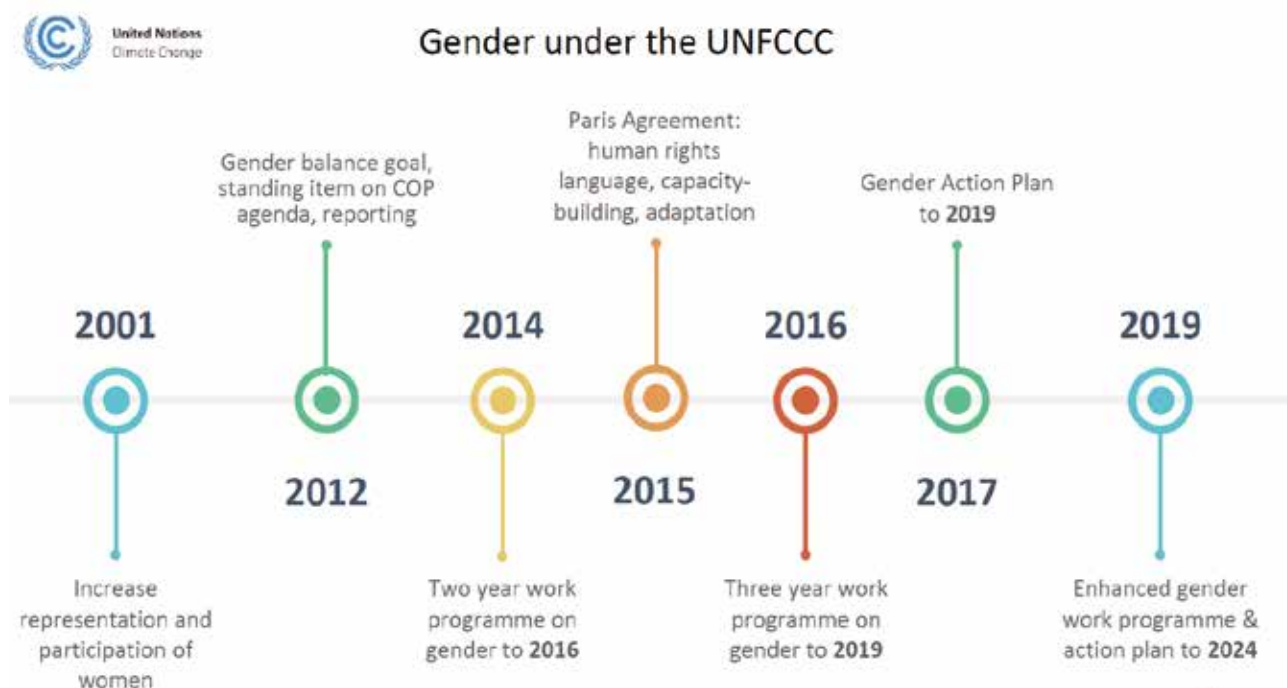
2014年のCOP20では、ジェンダーに対応した気候変動政策と行動を実現するため、ジェンダーバランスを推進し、UNFCCCの締約国と事務局の作業にジェンダーを組み込むことを目指して、ジェンダーに関するリマ作業計画(Lima work programme on gender:LWPG)※11が策定された。

2015年のCOP21では、2020年以降の国際枠組であるパリ協定が採択された。同協定の前文では、気候変動を人類の脅威と捉え、「締約国は、気候変動に対処するための行動をとる際に、人権、健康に対する権利、先住民、地域社会、移民、子ども、障害者、脆弱な状況にある人々の権利、開発に対する権利、さらにはジェンダー平等、女性のエンパワーメント、世代間の公平性に関するそれぞれの義務を尊重、促進、考慮すべき」ことが謳われている。

2016年のCOP22では3年間のLWPG延長に合意し※12、2017年のCOP23にてLWPGを着実に実施するためのジェンダー行動計画(Gender action plan: GAP)※13が策定された。

2019年のCOP25では、それらが改訂され、5年間の強化されたジェンダーに関するリマ作業計画・ジェンダー行動計画(Enhanced Lima work programme on gender and its gender action plan)※14として合意された。

〈 UNFCCC におけるジェンダーと気候変動 〉



出典) UNFCCC <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/COP26%20outcome%20on%20gender.pdf>

※12: Decision 21/CP.22

https://unfccc.int/sites/default/files/pages_17-20_from_10a02.pdf

※13: Decision 3/CP.23

https://unfccc.int/sites/default/files/pages_17-20_from_10a02.pdf

※14: Decision 3/CP.25

https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cp2019_13a01E.pdf

UNFCCC ウェブサイト "The Enhanced Lima Work Programme on Gender" (2022年3月9日取得)

<https://unfccc.int/topics/gender/workstreams/the-enhanced-lima-work-programme-on-gender>

2019年に策定された、強化されたジェンダーに関するリマ作業計画・ジェンダー行動計画では、UNFCCCプロセスにおけるジェンダー主流化に関する締約国やオブザーバーからのこれまでの貢献に感謝しつつも、ジェンダー主流化のための継続的な作業の必要性を認識し、気候変動対策におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメントを促進するための更なる行動を促している。能力開発や女性のリーダーシップ等の重要性はもちろんだが、労働力の公正な移行(a just transition of the workforce)やディーセント・ワーク(人間らしい雇用)・質の高い雇用の創出の必要性を考慮に入れること等も前文に記載されている。また、気候変動の計画策定や対策実施のみならず、ジェンダーと気候変動に関するフォーカルポイント(a national gender and climate change focal point:NGCCFP)を置くことやUNFCCCプロセス下の国別報告にLWPGとGAPの実施に関する情報を含めること等を締約国に推奨する項目も含まれている。2022年6月の実施に関する補助機関(SBI)第56回会合においてGAPの中間レビュー、2024年のSBI第61回会合において全体のレビューを行うことが決定している。

付属されているGAPでは、5優先分野・20活動項目・35実施目標を定めており、例えば、以下のような項目が含まれている。

【優先分野 A】 能力開発・ナレッジマネジメント・コミュニケーション

- ▶ 各国の気候変動政策・計画等の策定やモニタリング・レビュー等におけるジェンダー主流化に向けた政府やその他ステークホルダーの能力開発に関する取組を強化する。
- ▶ ジェンダーと気候変動に関するフォーカルポイント(NGCCFP)の作業や役割について議論し、明確にする。
- ▶ 気候変動における男女別データ収集やジェンダー分析のための政府やその他ステークホルダーの能力開発に関する取組を強化する。

【優先分野 B】 ジェンダーバランス・参加・女性のリーダーシップ

- ▶ UNFCCC プロセスへの女性の参加促進のために、各国政府代表団の女性メンバーのリーダーシップや交渉における能力開発(ウェビナーやトレーニング等)を促進する。

【優先分野 C】 一貫性

- ▶ UNFCCC 及びパリ協定に基づくジェンダー配慮に関する作業と、関連する他の国連機関及びプロセス、特に持続可能な開発のための2030アジェンダとの連携を強化する。

【優先分野 D】 ジェンダーに対応した実施と手段

- ▶ ジェンダーに対応した気候変動政策や計画推進のためのジェンダー関連予算の国家予算への組み込みに関する知見の共有や能力開発を支援する。
- ▶ 気候変動に対処するためのジェンダーに対応した技術的解決策の実施を促進する。
- ▶ 各セクターや分野におけるジェンダーと気候変動に関する情報や専門知識の収集・集約を支援するとともに、必要に応じて専門家を特定し、ジェンダーと気候変動に関する情報・知識基盤を強化する。
- ▶ 気候変動政策・計画・戦略・対策において、国の女性・ジェンダーに関する機関等を適切に関与させる。

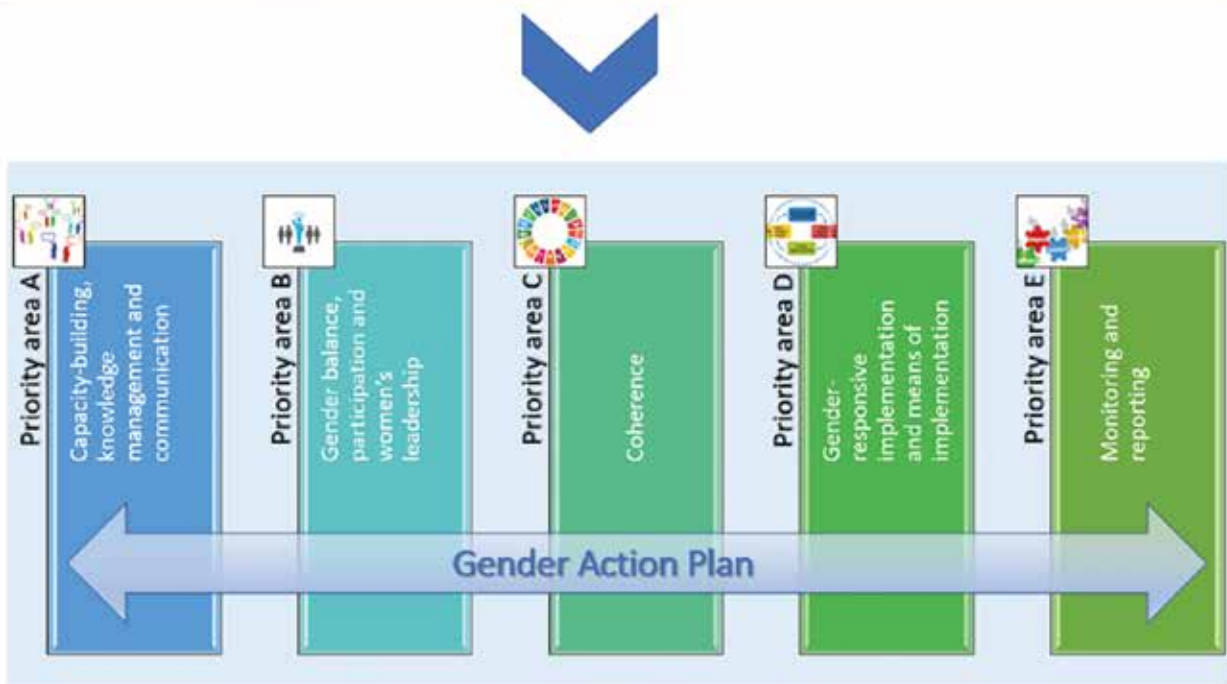
【優先分野 E】 モニタリング・報告

- ▶ UNFCCC プロセス下での定期報告において、締約国によって報告されたジェンダーに対応した気候変動政策・計画・戦略・対策の実施について、事務局がモニタリング・報告を行う。

〈強化されたジェンダーに関するリマ作業計画・ジェンダー行動計画〉

Lima work programme on gender

強化されたジェンダーに関するリマ作業計画



出典) UNFCCC <https://unfccc.int/topics/gender/workstreams/the-gender-action-plan>

COP26 に向けてジェンダーと気候変動に関するオンラインワークショップが複数回開催され、GAP の実施状況に関するセッションでは、各国・国連機関から様々なインプットがあった。取りまとめられたセッションの概要※15 から、現在進行中もしくは計画中の作業として、以下のような点が挙げられた（一部抜粋）。

- 国の決定する貢献（NDC）への組み込み（女性の能力開発および UNFCCC プロセスへの公平な参加等）
様々なセクターのためのジェンダーと気候変動に関する戦略の策定
- モニタリング・評価・学習プロセスへのジェンダー分析の導入
- 気候変動への適応や災害リスクの軽減に関する女性の技術研修の実施
- 気候変動と国のプロセスへの関与についての女性 NGO 向けプラットフォームの構築
- テレビやラジオ番組を通じたジェンダーと気候変動のつながりについての認識の向上
- 女性の開発と環境に関する情報交換のためのフォーラムの開催
- 国・地域の政策立案者のための能力開発に関する研究の実施
- ジェンダーと気候変動に関する行動計画策定
- 食糧農業機関（FAO）業務へのジェンダー専門家の参画

一方、GAP 実施において特定された障壁としては、以下のような点が挙げられた。

- 不足している要素がある：資金、インターネットへのアクセス、情報（ジェンダー特有のニーズやギャップ等）、ジェンダーと気候変動に関する行動計画策定のためのキャパシティ、能力開発、先進国における情報とアドボカシー、政治的意思、ジェンダーの観点から取組や行動をモニタリングするための緩和・適応分野における KPI（Key Performance Indicator）等
- COVID-19 によって新たな課題が生じている：主要なステークホルダーがプロセスに参加できない等ジェンダーと気候変動に関する専門用語の理解や意思決定者等との効果的コミュニケーションに問題がある男性の参加や関与が少ない
- 気候変動問題において、ジェンダーの関連性についての誤解やジェンダー平等は優先事項ではないという認識が存在する

※15: UNFCCC (2020) Informal summary Inputs from breakout sessions - Gender Action Plan (GAP) implementation workshop.
https://unfccc.int/sites/default/files/resource/GAP%20Implementation_Informal%20Summary.pdf

03 COP26におけるジェンダーと気候変動

ここからは、COP26におけるジェンダーと気候変動に関する動きを紹介する。

まず、カバー決定「グラスゴー気候合意(Glasgow Climate Pact)」※16前文にて「締約国は、気候変動に対処するための行動をとる際に、人権、健康に対する権利、先住民、地域社会、移民、子ども、障害者、脆弱な状況にある人々の権利、開発に対する権利、さらにはジェンダー平等、女性のエンパワーメント、世代間の公平性に関するそれぞれの義務を尊重、促進、考慮すべき」ことを認識すると記載された。さらに、「気候変動対策への女性の完全で、意味のある、平等な参加を拡大し、野心を高め気候目標を達成するために不可欠な、ジェンダーに対応した実施と実施手段を確保することを締約国に奨励する」「ジェンダーに関する強化されたリマ作業計画及びそのジェンダー行動計画の実施を強化することを締約国に求める」というジェンダーに関する項目が盛り込まれた。

COP26の合意文書である“Gender and climate change”※17においては、以下のような事項が決定された(一部抜粋)。

- ジェンダー行動計画に含まれている活動の実施状況に関する中間レビューがSBI56(2022年6月)で予定されていることを想起する。
- 締約国及びオブザーバーに対し、2022年3月31日までに、ジェンダー行動計画の実施進捗や改善点、実施すべき追加作業等に関する情報を提供するよう招請する(適宜、COVID-19が将来のGAP実施に及ぼす影響についても含める)。
- 国際労働機関(ILO)に対し、ジェンダーに対応した気候変動対策と公正な移行(just transition)の関係性を探究するテクニカルペーパーの作成と2022年3月31日までにUNFCCC事務局への提出を招請する。
- UNFCCC事務局に対し、2019年12月1日から2022年3月31日の間に開催されたオンライン・対面ワークショップやイベントで得られた情報・提言及びSBI第56回会合に向けて実施される関連調査に基づく統合報告書の作成を要請する。
- ジェンダー構成に関する年次報告書に留意する。
- UNFCCC事務局に対し、UNFCCC会合における発言時間に関する男女別のデータ分析を自動化する方法を検討し、SBI第56回会合にて報告するよう要請する。
- 締約国やオブザーバーに対し、2022年3月31日までに、気候変動の男女別の影響、変化の担い手としての女性の役割、女性の機会に関する情報の提出を求めることを想起する。
- UNFCCC事務局に対し、SBI第56回会合に先立ち、NGCCFPが役割を果たせるよう、その責任や支援案を反映した非公式のサマリーレポートを作成するよう要請する。(※なお、COP26会期中には、GAP優先分野Aの活動に該当するジェンダーと気候変動に関するフォーカスポイント(NGCCFP)の役割や作業に関して議論するワークショップ※18も開催された。)
- 締約国に対し、草の根女性組織・先住民・地域コミュニティによる気候資金へのアクセスを促進するため、女性の能力強化やジェンダー行動計画での作業を推進する観点から、気候資金のジェンダー対応をより明確にするよう奨励する。

上記のような交渉議題以外にも、ジェンダーと気候変動に関する様々な動きがあり、主なものを紹介する。

まず、COP26会期中の11月1～2日に開催された首脳級会合である「世界リーダーズ・サミット (World Leaders Summit)」には女性リーダーも参加していたが、2日にはスコットランド自治政府と国連女性機関 (UN Women) の共同声明である「ジェンダー平等と気候変動に関するグラスゴウの女性リーダーシップ宣言 (Glasgow Women's Leadership Statement on Gender Equality and Climate Change)」^{※19}への署名が開始された。この声明は、年齢・性別・障害・居住地等の要因によって気候変動の影響が異なることを認識し、コミュニティ・国・国際レベルの政策や意思決定において、女性と少女の声・主体性・参加・リーダーシップを確保することを目指すものである。この声明に対する署名が開始されたイベントのパネルディスカッションには、スコットランドのニコラ・スタージョン首相をはじめ、バングラデシュのシェイク・ハシナ首相、タンザニアのサミア・スルフ・ハッサン大統領、エストニアのカヤ・カッラス首相が登壇し、気候変動によって女性や少女が受ける悪影響にどのように対処するのか、また、気候変動対策において女性はどのような役割を果たせるのかといった観点から各々の見解が述べられた。



「ジェンダー平等と気候変動に関するグラスゴウの女性リーダーシップ宣言」ローンチイベントの様子
(筆者撮影)

※16: COP26 カバー決定「グラスゴウ気候合意」環境省暫定訳

<http://www.env.go.jp/earth/COP26%E3%82%AB%E3%83%90%E3%83%BC%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E3%80%8C%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%82%B9%E3%82%B4%E3%83%BC%E6%B0%97%E5%80%99%E5%90%88%E6%84%8F%E3%80%8D%E7%92%B0%E5%A2%83%E7%9C%81%E6%9A%AB%E5%AE%9A%E8%A8%B3.pdf>

※17: FCCC/SBI/2021/L.13

https://unfccc.int/sites/default/files/resource/sbi2021_L13E.pdf

※18: UNFCCC ウェブサイト "In-session workshop on the role of NGCCFPs" (2022年3月9日取得)

<https://unfccc.int/topics/gender/events-meetings/gender-day-other-events-at-cops/gender-women-at-cop-26#eq-5>

※19: Scottish Government (2021) "Gender equality and climate change: Glasgow Women's Leadership statement"

<https://www.gov.scot/publications/glasgow-womens-leadership-statement-gender-equality-climate-change/>

COP26では議長国プログラムとして日ごとにテーマ(イノベーション、森林・土地利用、資金、エネルギー、ユース・エンパワーメント、適応・ロス&ダメージ、都市・地域等)が設定され、様々な関連イベントが開催された。ジェンダーと気候変動については、11月9日がジェンダーデー(Gender Day)に設定された。オープニングイベントでは、女性と少女は気候変動の悪影響を不均衡に受けている一方で気候変動対策のあらゆるレベルにおいて重要なリーダーでもあるという認識のもと、ジェンダー行動計画等に基づき、各国の閣僚・市民社会・ビジネスリーダー・活動家が一堂に会し、気候変動対策においてもジェンダー平等を実現することを約束・実施するという以下のようなメッセージ※20 が発信された。

- 議長国のイギリスは、1億6,500万ポンド相当の気候資金で、ジェンダー不平等や女性・少女が気候変動の影響に対処できるような支援を行うことを表明。
- アメリカは、ジェンダー平等に関する国家戦略(National Strategy on Gender Equity and Equality ※21)の優先事項として、気候変動への対応におけるジェンダー平等を推進しており、関連するイニシアティブ(クリーンエネルギー分野における女性の経済的な機会の拡大、女性の土地所有権に関する障壁への対処、東アフリカで農業を営む女性の気候影響への適応支援等)に対して2,000万ドル以上を投じることを表明。
- ボリビアは、先住民や農村に住む女性等の持続可能な開発プロジェクトへの参加を通じて彼女たちのリーダーシップを促進すること、国の決定する貢献(NDC)にジェンダーデータを反映すること等を表明。
- シエラレオネは、様々な新しい法律の制定を通じて、女性の土地利用・管理を制限する差別的な土地の所有に関する慣習に対処すること等を表明。
- 2X Collaborative (2XC) は、金融業界が様々なセクターでジェンダーギャップを解消する気候資金の投資を行えるよう支援するための新たなツール※22を発表。



左：ジェンダーデーオープニングイベントのパネルディスカッション（筆者撮影）

右：ジェンダーデーオープニングイベントに登壇したナンシー・ペロシ米国下院議長（筆者撮影）

※20: COP26 ウェブサイト

<https://ukcop26.org/cop-president-daily-media-statement-and-latest-announcements-9-november/>
<https://unfccc.int/news/momentum-builds-at-cop26-for-gender-action>

※21: P.30 ~ 33 に気候変動に関する項目がある。

<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2021/10/National-Strategy-on-Gender-Equity-and-Equality.pdf>

※22: The Gender-Smart Climate Finance Guide

<https://www.2xcollaborative.org/toolkit>

04 今後の取組の可能性

UNFCCCやCOPの場では、ジェンダーは気候変動に対処するために重要な要素として認識されており、そのための計画や取組が進展している(もちろん国・地域によって進捗に差はある)。日本国内で考えてみると、これらの問題を関連付けて認識されているケースは多くなく、なかなか議論の俎上に載ることがない状況ではないだろうか。今後日本が、脆弱な立場に置かれている女性や少女が不均衡に気候変動の悪影響を受けないように対応し、気候変動対策における女性・少女のエンパワーメントを促進するためには、繰り返しになるが、ジェンダーと気候変動の関連性・取り組む重要性に対する日本国内の様々なステークホルダー(政府・自治体・ビジネス・市民社会等)の認識と実践を広げる必要がある。

政府の取組としては、まず、LWPG・GAPやSDGs等の国際的な関連目標とも照らし合わせつつ、国内で優先的に取り組むべきジェンダーと気候変動に関する課題を明らかにすることが必要である。もしくは、気候変動対策に関連する日本の優先分野(例えばエネルギーや防災減災等)におけるジェンダー分析・評価から開始するのも一案だろう。そのためには、必要となるジェンダー別データの新たな収集や、既存のデータをどのように活用するかも重要だ。

なお、ジェンダー平等に取り組む関係者(NGO・NPO、アカデミア、企業担当者等)は、ジェンダーと気候変動に関する取組における課題やニーズを特定する上で重要なステークホルダーである。彼らと対話・ヒアリングの機会を持つことや、気候変動に関する政策決定の場への参加を後押しすることは、定量的データでは拾いきれない課題やニーズ(例えば「地域コミュニティで気候変動の悪影響に脆弱なグループのニーズ」や「民間セクターの気候変動対策における女性のエンパワーメントに関する障壁」等)を収集する上で有効だろう。

併せて、政府には、気候変動に対処するためのプロセス・戦略・計画・政策・予算等にジェンダーの観点を組み込んでいくことが求められる。例えば、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画といった関連する主要計画や事業の立案・実施・評価及び気候変動に関する予算へのジェンダー主流化をどのように進めていくべきか議論が必要である。(非国家主体にも同様の取組が期待される)。例えば、2021年10月22日に閣議決定された気候変動適応計画には、「ジェンダー平等や脆弱性の高い集団・地域にも配慮した意志決定・合意形成プロセスの充実を図りつつ施策を展開することが必要となる」旨が記載され、JCM(二国間クレジット制度)設備補助事業ジェンダー・ガイドラインの策定やSDGsの組込みパイロット・プログラム(環境省)等、気候変動・環境関連事業とジェンダーを組み合わせる取組も始まっている。こうした取組を日本政府全体や非国家主体の取組にも広げていくためには、ジェンダー平等と気候変動に関する担当者間の連携・調整も重要となる。

上記の取組には、気候変動対策に取り組む担当者(例えば省庁の担当部署等)がジェンダー平等と気候変動の関連性についての意識を高め、政策構築や評価等に生かすことができるような能力開発を支援することも不可欠であり、ワークショップや研修の実施、(海外で使用されているものの翻訳も含め)技術やツールの提供、実施のためのガイドラインの作成等が考えられる。

女性や少女のエンパワーメントという観点からは、女性が気候変動に関連する分野(都市の脱炭素化等)で更なる貢献ができるよう、公的な教育・リスキリング(Reskilling)・普及啓発等、国・自治体・地域コミュニティレベルで様々な形の能力開発が必要である。

それとともに、認識されていない女性達の気候変動対策への貢献を明らかにし、公正な移行の一環として待遇を改善することも必要だろう。例えば、クリーンエネルギーとジェンダーというテーマになると、女性活躍の推進という観点から、研究者やエンジニアのようなハイキャリアな女性を増やすという視点で語られるケースがほとんどである（もちろんそれも非常に大切だ）。

しかし、日本のエネルギー産業の現場（例えば地域における再生可能エネルギー導入等）では、事務作業等を担っているのはほとんど女性であるという話も聞く。このように、スポットライトが当たっていない外に見えているわけではないが、実はすでに気候変動対策に貢献している女性は大勢いるのではないか。新たに女性の技術者や研究者を増やすことと併せて、そうした女性達の貢献を再評価・見える化して待遇を改善することも、ジェンダー平等・女性のエンパワーメントの観点からは検討すべきである。

なお、気候変動問題におけるジェンダー主流化だけでなく、既存のジェンダー不平等を克服するための行動も重要である。これは特に途上国の女性や少女に言えることかもしれないが、例えば、水や燃料の確保といった労働から解放され、教育を受けることができるようになれば、災害情報へアクセスできたり、安定的な職に就けたりするだろう。土地の所有権や気候資金へのアクセスが保証されれば、水資源や食料生産量をもっと増やせるかもしれない。こうした1つ1つのジェンダー平等を目指す取組も気候変動への適応能力を高め、レジリエントで持続可能な社会の構築に貢献する。

我々にとって非常に厳しい現実だが、気候危機とジェンダー平等のどちらか片方だけ取り組めばよい時代ではなくなった。気候危機とジェンダー平等の同時解決を目指すことによって、相乗効果を生み出そうとする試みが新たなイノベーションを創出するのではないだろうか。

MEMO

〈執筆者略歴〉

遠藤 理紗（えんどう・りさ）

「環境・持続社会」研究センター（JACES）気候変動プログラムリーダー／事務局次長
津田塾大学卒、マンチェスター大学修士課程（英国）修了。保険・エネルギー関連の民間企業での勤務を経て、2014年 JACES スタッフ。気候変動プログラム及び SDGs・SCP プログラムを担当し、気候変動・SDGs に関する政策提言、普及啓発等を行う。（一社）SDGs 市民社会ネットワーク事業統括会議進行役、Climate Action Network Japan 副代表も務める。



「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 気候変動ブリーフィング・ペーパー

※ JACSES(ジャクセス)は、「持続可能で公正な社会」の実現・「環境的適正」と「社会的公正」の実現を目指し、幅広い市民と専門家の参加・協力のもと、調査研究・政策提言・情報提供等を行うNPO(非営利組織)・NGO(非政府組織)です。

※ 本ペーパーの作成・発行には、環境再生保全機構地球環境基金の助成を受けています。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用